

標準倉庫寄託約款（乙）

目次

第一章 総則（第一条～第六条）	第二章 証書及び通帳（第十三条）
第三章 証書及び通帳（第十三条）	第四章 受寄物の保管（第十四条）
第五章 受寄物の出庫（第十五条～第二十四条）	第六章 引取のない受寄物の処置（第二十五条～第二十八条）
第七章 受寄物の損害賠償（第二十九条～第三十三条）	第八章 受寄物の損害賠償（第三十四条～第三十七条）
第九章 保管料、荷役料、手数料等（第四十条～第四十七条）	特約条項（第一～第十条）

倉庫寄託約款

第一章 総則

（本約款の適用）

第一条 当社の締結する寄託、寄託の予約及びこれらに関連する契約については、この約款に定めることによる。

2 この約款の規定していない事項については、法令及び慣習による。

（営業時間及び休業日）

第二条 当社の営業時間は、午前八時三十分から午後三時三十分までとする。

2 当社の休業日は、国民の祝日、日曜日及び法定休日の休日とする。

3 前項の営業時間及び休業日は、臨時に変更することがある。

（庫入、庫出その他の作業）

第三条 貨物の庫入及び庫出その他の作業は、すべて当社が行う。ただし、当社が特に承諾（書面による書面表示）を認めたときは、この限りでない。

（書面による書面表示）

第四条 当社は、寄託者が当社に対して通知、指図その他の意思表示を行うときは、書面によることを要求することができる。

（通知、催告）

第五条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当社に通知しなければならない。

2 当社の寄託者に対する通知又は催告は、当該寄託者を知ることができないときは、その所在を知ることができないときは、民法第797条の2に定める方法により行うことができる。

（業務上受領する金銭の利息）

第六条 当社は、業務上受け取った金銭に対しては、利息を付けない。

第二章 寄託の引受及び受寄物の入庫

（寄託引受の制限）

第七条 当社は、次の場合には、寄託の引受をしないことができる。

（1）当該寄託の申込がこの約款によらないとき。

（2）当該貨物が危険貨物、変質又は損傷しやすい貨物、荷造の不齊な貨物その他保管に適しない貨物と認められるとき。

（3）当該貨物の保管に適する設備がないとき。

（4）当該貨物の保管に關し特別の負担を求められたとき。

（5）当該貨物の保管が法令の規定又は公序良俗に違反するとき。

（6）その他やむを得ない事由があるとき。

（寄託申込書）

第八条 寄託者は、貨物の寄託に際し、当該貨物に關し次の事項を記載した寄託申込書を提出しなければならない。

（1）貨物の種類、品名、数量及び荷造の種類、個数並びに記号

（2）寄託者の住所及び氏名又は名称

（3）保管場所及び保管期間を定めたときは、その旨

（4）貨物の寄託申込書の通帳

（5）貨物の保管又は荷役上特別の注意を要するときは、その旨

（6）その他要する事項

2 当社は、寄託申込前に、貨物の送致を受けた場合において、当該貨物の寄託を引き受けたいときは、寄託者に対して、寄託申込書に記載した事項が事実と相違するため生じた損害について責任を負わない。

3 当社は、寄託者が寄託申込書を提出しないため、寄託申込書に記載すべき事項を記載しないため又は寄託申込書に記載した事項が事実と相違するため生じた損害について責任を負わない。

（寄託通帳）

第九条 受寄物の価額が明示されないとき又は寄託の申込に際して明示された受寄物の価額を当社が相当と認めるときは、当社は、貨物の引渡を受けた後遅滞なく相当と認められる額をその通帳と定め、寄託者に対しその旨を通知する。

（貨物の引渡）

第十条 当社は、寄託の申込を承諾したときは、寄託申込者は、約定の日時に約定の場所で貨物を引き渡さなければならない。

2 当社は、貨物の引渡を受けたときは、寄託者の請求により、貨物受取書又は入庫通知書交付する。

（寄託引渡の取消及び寄託契約の解除）

第十一条 当社は、寄託申込書に寄託し又は寄託の申込を承諾した貨物の引渡を受けた後でも、次の事由があるときは、承諾を取消し契約を解除することができる。

（1）第7条第1項に該当することが明らかになったとき。

（2）前条第1項による貨物の引渡がなされたとき。

（3）当該貨物の価額がその保管料その他の費用に満たなくなったとき。

（4）寄託者が正当な事由がなく受寄物の検査を拒絶したとき。

2 寄託者が当社に貨物を引き渡した後、当会社が前項により契約を解除したときは、寄託者は、遅滞なく保管料、荷役料、立替金の他の費用を支払い、当会社が指定する期間内に貨物を引き取らなければならない。

3 当社は、第1項により承諾の取消又は契約の解除をしたことによる損害については、責任を負わない。

4 当社は、第2項の期間の経過した後は、貨物について生じた損害について責任を負わない。

（受寄物の検査）

第十二条 当社は、入庫に当たり又は受寄の後に、寄託者の承諾を得て、寄託者の費用において受寄物の全部又は一部についてその内容を検査することができる。ただし、承諾を求めないときは、この限りでない。

第二章 証書及び通帳

（証書又は通帳の交付）

第十三条 当社は、受寄物に対して、寄託者の請求があったときは、貨物保管書（以下「証書」といふ。）又は貨物通帳（以下「通帳」といふ。）を交付することができる。

2 前項の証書及び通帳は、譲渡したり又は担保に供することができる。

（再寄託）

（混合保管）

第十四条 当社は、受寄物を入庫当時の荷姿のまま当社が定めた方法により保管する。

2 当社は、寄託者の承諾を得ずに、受寄物の入庫当時の保管箇所又は保管設備の変更、受寄物の積換、他の貨物との混置その他保管方法の変更をすることができる。ただし、特約がある場合は、この限りでない。

第十五条 当社は、やむを得ない事由があるときは、寄託者の承諾を得ないで、当社の費用で他の倉庫業者に受寄物を再寄託することができる。

第十六条 当社は、関係寄託者の承諾を得て、一つの倉庫又は同一の保管場所若しくは保管地における多数の倉庫において、種類及び品目の同一な受寄物を混合保管することとすることができる。

（保管期間）

第十七条 受寄物の保管期間は、3カ月とし、受寄物を入庫した日から起算する。

2 前項の保管期間は、当会社の承認を得て更新することができる。この場合において、寄託者は、保管期間満了の日までの保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金を支払わなければならない。

3 第1項の保管期間は、特約により、別に定めることができる。

（寄託価額の表示）

第十八条 寄託者は、寄託物の価額に著しい変動があったときは、遅滞なく寄託価額の表示を申し出なければならない。この場合、証書又は通帳の発行された寄託物については、同時にこれを提出するものとする。

2 当社は、受寄物の寄託価額が相当と認められるに至ったときは、寄託者と協議のうえ、相当と認められる価額に変更することができる。

（保管不適物の処置）

第十九条 当社は、受寄物が次の事由に該当するときは、寄託者に対して、相当の期間を定めて適宜の処置をするように催告することができる。この場合、寄託者は、遅滞なく処置をしなければならない。

（1）受寄物が保管に適しなくなったと認められるとき。

（2）受寄物が倉庫又は他の受寄物に損傷を与えたと認められるとき。

（3）その他やむを得ない事由により受寄物の保管を継続することができなくなったとき。

2 寄託者が当社の定める期間内に前項の催告に応じないときは又は催告をしないときは、当社は、受寄物の廃棄その他の適宜の処置をとることができる。

3 前項の処置によつて生じた損害及びそれに要した費用は、当社の責に帰すべき事由に基づく場合でない限り、寄託者の負担とする。

（見本の抽出、寄託物の点検、保存）

第二十条 寄託者は、見本の抽出、寄託物の点検又は保存に必要な処置をしようとするときは、寄託者証書を見本の抽出、寄託物の点検又は保存に必要と認められるときは、寄託者証書を見本の抽出、寄託物の点検又は保存に必要な書類にその旨を記載する。

2 見本の抽出、寄託物の点検又は保存に必要と認められるときは、当社は、必要な書類にその旨を記載する。

3 見本の抽出、寄託物の点検又は保存に必要な処置であっても、やむを得ない場合は、これを拒絶することができる。

（出庫の拒絶）

第二十一条 当社は、保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金の支払をしない間は、出庫の請求に応じないことができる。この場合、出庫の請求に応じないことを拒絶するときは、当社は、その責任を負う。

2 前項の場合において、留置期間中の保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金は、寄託者の負担とする。

3 当社は、寄託者が寄託物を第2条に規定の担保に供したときは、出庫の請求に關し、その第2条に規定の担保と異なる特約をすることができる。

（田庫の手続）

第二十一条 寄託者は、保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金の支払をしない間は、出庫の請求に応じないことができる。この場合、出庫の請求に応じないことを拒絶するときは、当社は、その責任を負う。

2 前項の場合において、留置期間中の保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金は、寄託者の負担とする。

3 当社は、寄託者が寄託物を第2条に規定の担保に供したときは、出庫の請求に關し、その第2条に規定の担保と異なる特約をすることができる。

（田庫の手続）

第二十一条 寄託者は、保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金の支払をしない間は、出庫の請求に応じないことができる。この場合、出庫の請求に応じないことを拒絶するときは、当社は、その責任を負う。

2 前項の場合において、留置期間中の保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金は、寄託者の負担とする。

3 当社は、寄託者が寄託物を第2条に規定の担保に供したときは、出庫の請求に關し、その第2条に規定の担保と異なる特約をすることができる。

（田庫の手続寄託物の引取と出庫書類の流通禁止）

第二十一条 寄託者は、保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金の支払をしない間は、出庫の請求に応じないことができる。この場合、出庫の請求に応じないことを拒絶するときは、当社は、その責任を負う。

2 前項の場合において、留置期間中の保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金は、寄託者の負担とする。

3 当社は、寄託者が寄託物を第2条に規定の担保に供したときは、出庫の請求に關し、その第2条に規定の担保と異なる特約をすることができる。

（田庫の手続）

第二十一条 寄託者は、保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金の支払をしない間は、出庫の請求に応じないことができる。この場合、出庫の請求に応じないことを拒絶するときは、当社は、その責任を負う。

2 前項の場合において、留置期間中の保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金は、寄託者の負担とする。

3 当社は、寄託者が寄託物を第2条に規定の担保に供したときは、出庫の請求に關し、その第2条に規定の担保と異なる特約をすることができる。

（田庫の手続）

第二十一条 寄託者は、保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金の支払をしない間は、出庫の請求に応じないことができる。この場合、出庫の請求に応じないことを拒絶するときは、当社は、その責任を負う。

2 前項の場合において、留置期間中の保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金は、寄託者の負担とする。

3 当社は、寄託者が寄託物を第2条に規定の担保に供したときは、出庫の請求に關し、その第2条に規定の担保と異なる特約をすることができる。

（田庫の手続）

第二十一条 寄託者は、保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金の支払をしない間は、出庫の請求に応じないことができる。この場合、出庫の請求に応じないことを拒絶するときは、当社は、その責任を負う。

2 前項の場合において、留置期間中の保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金は、寄託者の負担とする。

3 当社は、寄託者が寄託物を第2条に規定の担保に供したときは、出庫の請求に關し、その第2条に規定の担保と異なる特約をすることができる。

（田庫の手続）

第二十一条 寄託者は、保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金の支払をしない間は、出庫の請求に応じないことができる。この場合、出庫の請求に応じないことを拒絶するときは、当社は、その責任を負う。

2 前項の場合において、留置期間中の保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金は、寄託者の負担とする。

3 当社は、寄託者が寄託物を第2条に規定の担保に供したときは、出庫の請求に關し、その第2条に規定の担保と異なる特約をすることができる。

（田庫の手続）

第二十一条 寄託者は、保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金の支払をしない間は、出庫の請求に応じないことができる。この場合、出庫の請求に応じないことを拒絶するときは、当社は、その責任を負う。

2 前項の場合において、留置期間中の保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金は、寄託者の負担とする。

3 当社は、寄託者が寄託物を第2条に規定の担保に供したときは、出庫の請求に關し、その第2条に規定の担保と異なる特約をすることができる。

（田庫の手続）

第二十一条 寄託者は、保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金の支払をしない間は、出庫の請求に応じないことができる。この場合、出庫の請求に応じないことを拒絶するときは、当社は、その責任を負う。

2 前項の場合において、留置期間中の保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金は、寄託者の負担とする。

3 当社は、寄託者が寄託物を第2条に規定の担保に供したときは、出庫の請求に關し、その第2条に規定の担保と異なる特約をすることができる。

（田庫の手続）

第二十一条 寄託者は、保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金の支払をしない間は、出庫の請求に応じないことができる。この場合、出庫の請求に応じないことを拒絶するときは、当社は、その責任を負う。

2 前項の場合において、留置期間中の保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金は、寄託者の負担とする。

3 当社は、寄託者が寄託物を第2条に規定の担保に供したときは、出庫の請求に關し、その第2条に規定の担保と異なる特約をすることができる。

（田庫の手続）

第二十一条 寄託者は、保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金の支払をしない間は、出庫の請求に応じないことができる。この場合、出庫の請求に応じないことを拒絶するときは、当社は、その責任を負う。

2 前項の場合において、留置期間中の保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金は、寄託者の負担とする。

3 当社は、寄託者が寄託物を第2条に規定の担保に供したときは、出庫の請求に關し、その第2条に規定の担保と異なる特約をすることができる。

（田庫の手続）

第二十一条 寄託者は、保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金の支払をしない間は、出庫の請求に応じないことができる。この場合、出庫の請求に応じないことを拒絶するときは、当社は、その責任を負う。

2 前項の場合において、留置期間中の保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金は、寄託者の負担とする。

3 当社は、寄託者が寄託物を第2条に規定の担保に供したときは、出庫の請求に關し、その第2条に規定の担保と異なる特約をすることができる。

（賠償事由及び賠償責任）

第二十五条 寄託者に対して当社が賠償の責任を負う損害は、当社又はその使用人の故意又は重大な過失によつて生じた場合に限る。

2 前項の場合に当社に対して賠償賠償を請求しようとする者は、その損害が当社又はその使用人の故意又は重大な過失によつて生じたものであることを証明しなければならない。

（再寄託の責任）

第二十六条 当社は、第15条に上り他の倉庫業者に受寄物を再寄託したときにおいても、この約款によつて、その受寄物に關し責任を負う。

（免責事項）

第二十七条 次の損害については、当社は、その責任を負わない。

（1）地震、津浪、高潮、大水、暴風雨、気候の変遷、爆発、戦争、事変、暴動、強盗、労働争議、その他、虫害、貨物の性質若しくは欠か、荷造の不齊、腐敗、防変その他拒絶又は回避することのできない災厄、事故、命令、処置又は保全行為によつて直接間接とを問はず生じた損害

（2）第31条の規定により決定された損害へ補填額をえる火災による損害及び寄託の申出によつて火災保険に付けた受寄物の火災による損害

（3）寄託者に対して行つた引取の請求に定められた期限後において当該受寄物について生じた損害賠償額の算定

（賠償額の算定）

第二十八条 受寄物の滅失又は損傷による損害に對する当社の賠償金額は、損害発生時の時価算定の時期が不明であるときは、発見當時の時価により損害の程度に応じ算定する。ただし、時価が受寄物の火災保険金額又は寄託価額をこえる場合は、その保険金額又は寄託価額により損害の程度に応じ算定する。

（損害受寄物に関する権利の取得）

第二十九条 当会社が損害を生じた受寄物についてその価額の全部を支払ったときは、当社は、寄託者がその受寄物について有する一切の権利を取得する。

（引渡による責任の消滅）

第三十条 当社は、寄託者が留保しないで寄託物を受け取った後は、その貨物の損傷について責任を負わない。

（寄託者の賠償責任）

第三十一条 寄託者は、第8条第3項の場合に当社に与えた損害又は寄託物の性質若しくは欠かにより生じた損害については、過失の有無にかかわらず、賠償の責任を負わなければならない。

（1）受寄物の価額が保管料その他の費用及び競争費用を加えた額に満たないとき。

（2）当社は、前項により任意売却した受寄物の代価から保管料、荷役料、その他の費用、立替金、延滞金及び任意売却のために要した費用を控除した後、その残額を寄託者に支払う。

（任意売却）

第三十二条 当社は、第26条第1項の場合において、寄託者に対して期限を定めて受寄物の引取の催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取がなされず、かつ、次の事由が発生したときは、競売に代えて寄託者の危険及び費用で任意に受寄物を売却することができる。この場合には、当社は、知れた寄託者に対して、あらかじめその旨及び売却の期日を予告する。

（1）受寄物の価額が保管料その他の費用及び競争費用を加えた額に満たないとき。

（2）当社は、前項により任意売却した受寄物の代価から保管料、荷役料、その他の費用、立替金、延滞金及び任意売却のために要した費用を控除した後、その残額を寄託者に支払う。

（延滞金）

第三十三条 寄託者は、当会社が定めた日までに前条の料金を支払わないときは、その日の翌日から支払のあった日までの日歩4銭の延滞金を支払わなければならない。

（料金の変更）

第三十四条 当社は、届出料金を変更したときは、変更された日の属する期から、新料金により請求する。

（滅失受寄物の料金の負担）

第三十五条 当社は、受寄物が滅失したときは、滅失したときまでの料金を寄託者に請求することができる。ただし、当社の責に帰すべき事由により滅失した場合においては、当該保管期間に係る料金については、この限りでない。

（特約条項）

第三十六条 寄託者は、保税を目的とする倉庫に保管される受寄物についての寄託、寄託の予約及びこれらに関連する契約に關しては、次の条項及び関係法の規定によるほか、倉庫寄託約款を適用する。

（1）保税倉庫に外国貨物を入庫するとき。

（2）外国貨物の見本の抽出、内容の点検、改装、仕分その他の手入又は保存に必要と為るをするとき。

（3）外国貨物を保税倉庫から出庫するとき。

（4）日曜日、休日又はこれらの日以外の日の税関執務時間外において外国貨物の取扱を要するとき。

（寄託に関する提出書類）

第三十七条 寄託者は、外国貨物の寄託申込書には、所要の記載事項のほか、積載船舶の名称及びその国籍並びに入庫の際における貨物の検査の要否を記載しなければならない。

（1）保税倉庫に外国貨物を入庫するとき。

（2）外国貨物の見本の抽出、内容の点検、改装、仕分その他の手入又は保存に必要と為るをするとき。

（3）外国貨物を保税倉庫から出庫するとき。

（4）日曜日、休日又はこれらの日以外の日の税関執務時間外において外国貨物の取扱を要するとき。

（入庫、見本の抽出、内容の点検、出庫等）

第三十八条 寄託者は、次の各号にかがける場合（は、税関長の承認書又は許可書を当社に提出しなければならない。）

（1）保税倉庫に外国貨物を入庫するとき。

（2）外国貨物の見本の抽出、内容の点検、改装、仕分その他の手入又は保存に必要と為るをするとき。

（3）外国貨物を保税倉庫から出庫するとき。

（4）日曜日、休日又はこれらの日以外の日の税関執務時間外において外国貨物の取扱を要するとき。

（保税期間）

第三十九条 当社は、寄託を受けた外国貨物の保税期間が法定蔵置期間をこえる寄託者の請求に対してこれを拒絶することができる。

（1）保税倉庫に外国貨物を入庫するとき。

（2）外国貨物の見本の抽出、内容の点検、改装、仕分その他の手入又は保存に必要と為るをするとき。

（3）外国貨物を保税倉庫から出庫するとき。

（4）日曜日、休日又はこれらの日以外の日の税関執務時間外において外国貨物の取扱を要するとき。

（輸入手続完了後の受寄物）

第四十条 寄託者は、外国貨物の輸入手続を完了したときは、遅滞なく寄託物を引き取らなければならない。

（1）保税倉庫に外国貨物を入庫するとき。

（2）外国貨物の見本の抽出、内容の点検、改装、仕分その他の手入又は保存に必要と為るをするとき。

（3）外国貨物を保税倉庫から出庫するとき。

（4）日曜日、休日又はこれらの日以外の日の税関執務時間外において外国貨物の取扱を要するとき。

（保税倉庫の料金）

第四十一条 寄託者は、保税倉庫に外国貨物を入庫したときは、当該保税倉庫に關する保管料、荷役料、立替金、延滞金その他の費用を遅滞なく当社に支払わなければならない。

（1）保税倉庫に外国貨物を入庫するとき。

（2）外国貨物の見本の抽出、内容の点検、改装、仕分その他の手入又は保存に必要と為るをするとき。

（3）外国貨物を保税倉庫から出庫するとき。

（4）日曜日、休日又はこれらの日以外の日の税関執務時間外において外国貨物の取扱を要するとき。

（保税倉庫の公衆等）

第四十二条 保税倉庫に外国貨物を入庫したときは、当該保税倉庫に關する保管料、荷役料、立替金、延滞金その他の費用を遅滞なく当社に支払わなければならない。

（1）保税倉庫に外国貨物を入庫するとき。

（2）外国貨物の見本の抽出、内容の点検、改装、仕分その他の手入又は保存に必要と為るをするとき。

（3）外国貨物を保税倉庫から出庫するとき。

（4）日曜日、休日又はこれらの日以外の日の税関執務時間外において外国貨物の取扱を要するとき。

（保税倉庫の公衆等）

第四十三条 保税倉庫に外国貨物を入庫したときは、当該保税倉庫に關する保管料、荷役料、立替金、延滞金その他の費用を遅滞なく当社に支払わなければならない。

（1）保税倉庫に外国貨物を入庫するとき。

（2）外国貨物の見本の抽出、内容の点検、改装、仕分その他の手入又は保存に必要と為るをするとき。

（3）外国貨物を保税倉庫から出庫するとき。

（4）日曜日、休日又はこれらの日以外の日の税関執務時間外において外国貨物の取扱を要するとき。